



2022年度

鳴尾育成センター
利用のしおり

TEL&FAX 43-6140

携帯電話 080-5775-5552

アドレス naruo-ikusei@ezweb.ne.jp



LINE



事務局
663-8125

社会福祉法人 三光事業団
西宮市小松西町2丁目6-30
電話 41-4421

◆開所時間

学校がある日⇒下校時～午後5時まで

(短縮期間など下校が早まる場合は下校時間に合わせて開所)

学校が休みの日⇒午前8時から午後5時まで

*土曜日、春・夏・冬休み、創立記念日、卒業式、学校行事の振り替え休業日

◆利用できない日

日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)

警報発令時(詳細は後のページに掲載)

学校・学級閉鎖時(子どもさんが元気で利用できません)

◆登所について

朝から利用される日は8:00～9:30の間で登所させてください。

センターが開く前に着いたら、運動場で遊ばずセンターの前で待つように
おうちでも話をしておいてください。できるだけ分散登所にご協力ください。

◆降所について

センターは自分で来て自分で帰るという形が基本となります。

お迎えの場合は連絡帳などで事前に時間をご連絡ください。

*地区別グループ(流れ解散で帰っていきます)

西門→7・8番町 5丁目西方面

東門→池開町 1・2・3丁目 4・5丁目南方面

◆センターへ持ってくる物

連絡帳

手ふきタオル、またはハンカチ

着替え⇒上下服・下着・靴下(雨天時用に必ず入れてください)

タオル・ビニール袋

名前を書いた袋に入れてください

必要であれば

置き傘

替えのマスク(袋に入れてください) お預かりします

☆いずれも必ずお名前を書いてください

◆保護者負担金について

おやつ代→1500円

行事費 →1000円

合計 2500円

1日も利用されない月は
事前に申請された方には
おやつ代1500円のみ
返金させていただきます

徴収方法・・・毎月27日に口座から引き落とし

◆おやつについて おやつの部屋で対面にならない形で提供します

- ・ 一日保育の時は2時半から、給食のある日は下校した順番で提供します。
- ・ コロナ感染状況によってはおやつの提供をストップすることがあります。その場合はおやつ代も徴収しません。



◆お弁当について

- ・ 学校が休みの時はお弁当を持たせてください。給食がない短縮期間もお弁当がいきます。
- ・ パン食の時はジュース類ではなく牛乳を持たせてください。
- ・ デザートで大きなカップゼリーは避けてください。



◆学習について

- ・ 宿題はセンターでするように声かけはしますが、ご家庭でも必ず確認をしてください。
- ・ 学校が休みの日は午前中に学習時間をとります。ドリルなど学習の用意を持たせてください。
*新1年生は学校の宿題が出るまでは不要です。



◆センターからのお願い

- ・ 欠席、早帰りの連絡は連絡帳・電話・メールにて必ず保護者の方から連絡をください。子どもからの口頭の連絡は受け付けません。
*病気などで学校を欠席した場合センターにも連絡をお願いします
- ・ 連絡帳のページがなくなりましたら新しいノートはご家庭でご用意ください。使いかけのノートでもかまいません。
- ・ 習い事で中抜けはできません。早帰りの形でご利用ください。
- ・ 転職や退職などで保護者の連絡先が変更した場合は直ちにセンターに連絡してください。必要な書類をお渡しいたします。
- ・ 育成センターを利用していることを担任の先生にも知らせておいてください。
- ・ 運営委員会主催の保護者会を7月（夏休みの過ごし方）と3月（利用の説明）に開催を予定しています。必ずご出席ください。
ご都合がつかず欠席される場合は必ずご連絡ください。
- ・ 授業中は防犯上東西門は鍵がかかって出入りができません。センター専用門をご利用ください。5時以降も専用門をご利用ください。
- ・ 育休中はセンターを利用できません。

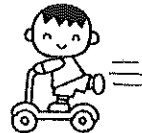
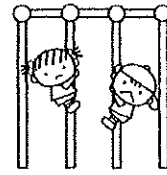
☆センターでの遊び

<室内遊び>

お絵描き
トランプ
ウノ
オセロ
平板ブロック
ままごと
将棋
カードゲーム (レシピなど)

<外遊び>

ドッジボール
あておに
なわとび
どろだんご作り
ごっこ遊び
サッカー



☆センターの行事

<年間行事>

けん玉検定 (夏休み)
こま検定 (冬休み)
工作
避難訓練



お別れ会 (3/25)

卒所児童とその保護者対象

<交流行事>

読み聞かせ (ボランティアぐるぼぼ)
武庫川女子大教育学部学生による
英語教室
ヤクルト出前講座など

夏休みなど長期休業中に開催

<園外保育>

コロナ感染拡大の状況を見て行います

☆1日開所時の流れ

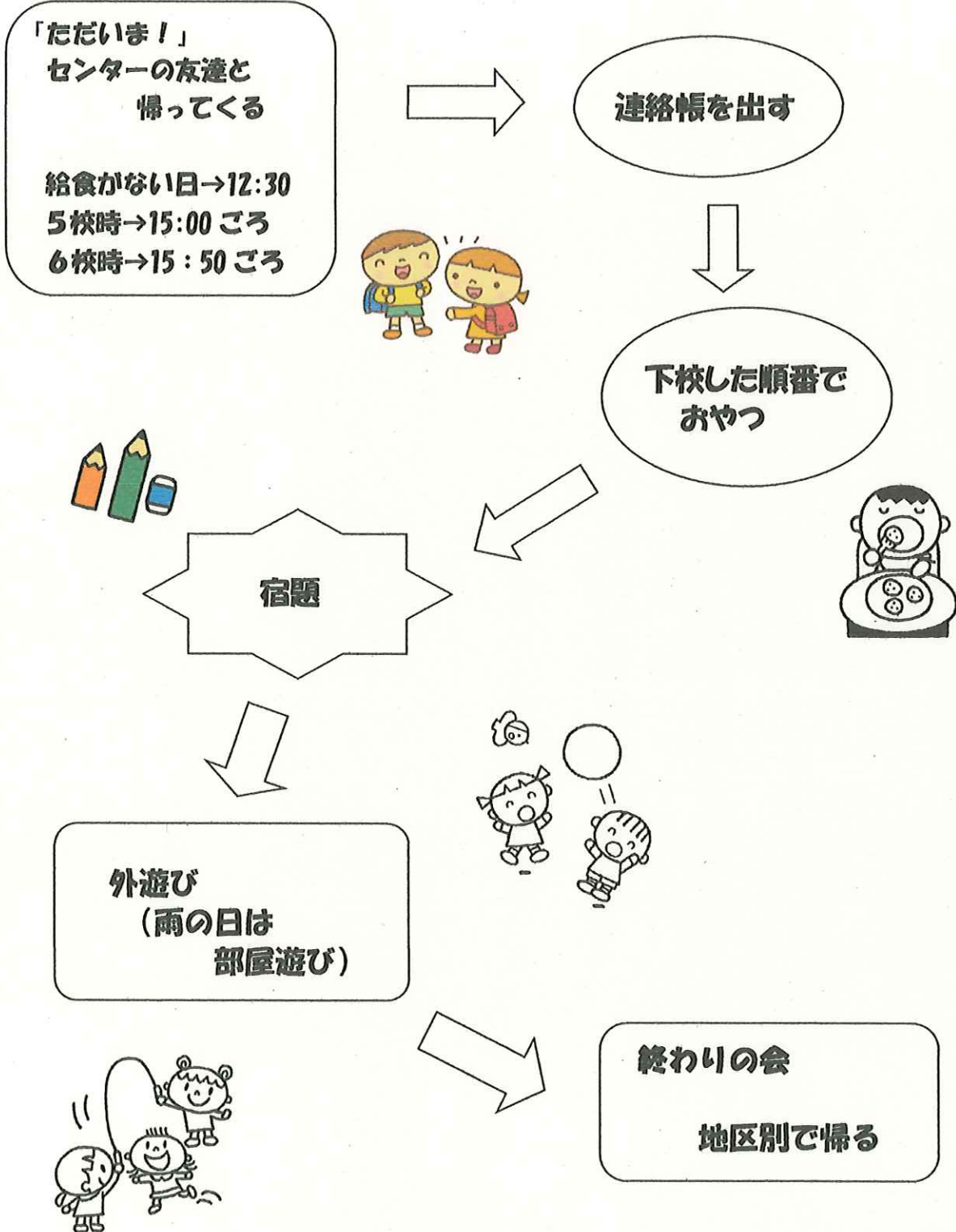
時間	8時	10時	12時	15:30	16:45	
内	開	学	自	自	お	そ終
容	所	習	由	由	や	うリ
			遊	遊	つ	じの
			び	び		会

* 第1と第2に分かれて
学習します

* 自由遊びの時間帯に
工作など
設定保育が入ること
があります

鳴尾育成センターでの過ごし方

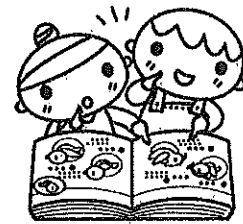
(小学校授業時)



<土曜日の保育について>

- ・ 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 までの利用となります。
 - * 延長保育はありません
 - お迎えに来られる場合は必ず 17 時までに来てください
 - 連絡がない場合は地区別グループで帰ることになります
- ・ 9 : 3 0 までに登所するようにしてください。
- ・ お弁当がいりますので必ずご用意ください。
- ・ 午前中に 30 分程学習時間をとるので、ドリルなど学習の用意を持たせてください。
- ・ 運動靴、手提げカバンで登所させてください。
- ・ 早帰りでの利用もできます。
子どもさんの負担にならない形でご利用ください。
- ・ 土曜日は平日に比べ利用者が少ないです。
利用が一人の場合は事前にお知らせをするようにいたします。

土曜日は一日中
運動場が使用できません。
午前→グランドゴルフ
午後→少年野球



☆土曜日に行われる行事

<学校行事>

5月中旬～6月上旬 土曜参観・お迎え下校
9月末～10月上旬 運動会
11月下旬 音楽会

* 詳細は学校からのおたよりで
ご確認ください!

お仕事を調整して
できるだけ行事に
ご参加ください!

申請内容に変更が生じた場合

提出書類	締切日	備考
延長利用申請書 兼 誓約書	毎月 20 日	締切日の翌月からの適用となります。
減免申請書	月末	受付日の翌月からの適用となります。
延長利用中止届		
延長利用取下げ届		
利用辞退届		
利用申請取下げ届		
申請事項変更届	随時	

注1) 提出締切りは、必着かつ締切日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその直前の平日となります。

注2) 利用申請取下げ届・利用辞退届・延長利用取下げ届・延長利用中止届の提出がない場合は在籍(延長利用)とみなされ、育成料等が徴収されますのでご注意ください。

注3) 市内転居等で別の育成センターの利用を希望される場合には、ご利用の育成センターを利用辞退していただき、転校先の育成センターに改めて新規申請をしていただく必要があります。詳しくは各指定管理者までお問合せください。

注4) 年度末における通年利用終了時(令和5年3月31日)の利用辞退届の提出は不要です。

実費徴収金(おやつ代・行事費)口座振替について

育成センターでは西宮市にお支払いいただく育成料の他に、おやつ代や行事費の実費徴収金として、ひと月当たり 2,500 円を保護者様にご負担いただいております。その徴収方法につきましては口座振替にて鳴尾育成センター事務局が一括徴収させていただきます。

1. 口座振替できる銀行

みなと銀行(本店・支店)普通預金口座に限ります。

上記、金融機関に口座をお持ちでない場合は、口座開設をお願いいたします。

2. 口座振替日

毎月、ご利用月の 27 日(27 日が土曜日・日曜日・祝日等の場合は直後の銀行営業日)にお届けの口座から実費徴収金(おやつ代・行事費)2,500 円を振替させていただきます。

*長期休業時のみのご利用の振替日は、春休み:4月 夏休み:7月・8月

冬休み:1月となります。 保護者様の振替手数料の負担はありません。

3. その他

実費徴収金の滞納や特別に別途実費が必要な場合を除き、現金での徴収は致しません。

気象警報発表時等の対応

令和元年7月21日 改定

西宮市(※1)に暴風警報・大雨警報の両方もしくはいずれか一方が発表された場合
 (※1)報道機関によっては「阪神地域(西宮を含む8市1町)」単位で放送する場合がありますので、気象庁ホームページ、Tel177、神戸地方気象台(Tel078-222-8915)、市町別の詳細情報が流されるNHK・サンテレビ等で確認をお願いします。

開所区分	判断の基準および育成センターの対応	備考
A 小学校が授業を行う日 (学校行事含む)	① 小学校が授業を行っている場合(7時現在、警報が発表されていたが、9時まで解除された場合) ⇒ 下校時から、通常通り 開所 ② 小学校が休業している場合(7時現在、警報が発表されており、9時まで解除されなかった場合) ・13時まで警報解除 ⇒ 14時から 開所 ・13時現在警報発表中 ⇒ 休所 ③ 小学校で1校時より授業が行われていたが、授業時間中に警報が発表された場合(まだ警報は発表されていないが、安全確保のため小学校が授業を切り上げ一斉下校等の措置をとる場合を含む) ⇒ 休所 ◎一斉下校等の措置をとった時点で、すでに育成センターを利用している児童がいる場合(2・3年生より早く通常下校時刻を迎えた1年生等)は、区分Cの対応となります。	小学校との連絡に留意してください。 以下の場合、 <u>下校時から開所</u> しますが <u>お弁当が必要です</u> 。 ・7時現在で警報が出ていたが、9時までに警報が解除された場合。 ・台風等の警報が予測されるため、2日前に給食中止が決定されている場合。
B 小学校が授業を行わない日 (土曜日、春・夏・冬休み及び創立記念日等学校休業日)	7時まで警報解除 ⇒ 8時から 開所 12時まで警報解除 ⇒ 13時から 開所 12時現在警報発表中 ⇒ 休所	
C 開所中 (～17時)	育成センター(地域)ごとに暴風雨の状況を判断した上で、児童を待機もしくは帰宅させます。 ※延長利用児童も同様の対応となります。	状況によって、保護者の方にお迎えをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
D 延長時間帯 (17時～19時)	延長時間帯(17時以降)に警報が発表された場合 ⇒安全な降所(帰宅)のため、早めのお迎えをお願いします。 お迎えの方と共に降所(帰宅)します。	

《注》・**【区分B「授業を行わない日」、C「開所中」またはD「延長時間帯」**において、上記以外の警報(洪水・大雪・波浪・高潮等)が発表された場合、育成センターの対応は原則別表「洪水・大雪・波浪・高潮等警報発表時の対応」のとおりとなります。地域により気象状況や災害の危険度が異なるため、各育成センターで個別の対応になります。
 ・各ご家庭でも休所時や降所後の行き先や過ごし方の指示など、日ごろから備えていただき、警報等が発表される可能性がある場合には、必要なことを事前に児童に伝えておいてください。

インフルエンザ等	学級閉鎖に伴う特別な対応はいたしません。当該学級在籍児童は各家庭で静養してください。
特別警報	●7時現在で『特別警報』が発表されている場合 ⇒ 休所 ●育成センター開所後『特別警報』が発表された場合 ⇒ 休所 状況によっては保護者の方にお迎えをお願いする場合がありますのでご協力ください。

◎児童の安全確保のため、上記の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

B「授業を行わない日」、C「開所中」またはD「延長時間帯」の 洪水・大雪・波浪・高潮警報発表時の対応

暴風警報・大雨警報発表時の対応は前頁のとおりですが、これらの警報が発表されず洪水・大雪・波浪・高潮警報のいずれかが発表された場合は下表のと通りの対応となります。

	センター名	洪水警報	大雪警報	波浪警報	高潮警報
1	鳴尾東	休 所			
2	甲子園浜	休 所			
3	香櫨園				
4	春風	休 所			
5	瓦林	休 所			
6	上ヶ原南				
7	上甲子園	休 所			
8	名塩				
9	小松	休 所			
10	甲東	休 所			
11	南甲子園	休 所			
12	安井				
13	北夙川				
14	樋ノ口	休 所			
15	鳴尾	休 所			
16	鳴尾北	休 所			
17	高木	休 所			
18	段上	休 所			
19	津門	休 所			
20	用海	休 所			
21	広田				
22	神原				
23	瓦木	休 所			
24	平木				
25	浜脇	休 所			
26	上ヶ原				
27	高須西	休 所		休 所	休 所
28	今津	休 所			
29	段上西				
30	深津	休 所			
31	甲陽園				
32	夙川				
33	高須	休 所		休 所	休 所
34	大社				
35	北六甲台		休所 (学校規定)		
36	生瀬		休所 (学校規定)		
37	山口		休所 (学校規定)		
38	東山台		休所 (学校規定)		
39	西宮浜		休所 (学校規定)	休 所	休 所
40	苦楽園				
41	高木北	休 所			

ただし、B「授業を行わない日」の場合は、前頁の「育成センターの対応」のとおり時間ごとの対応をします。

- ・洪水警報により「休所」とする育成センターは、西宮市防災マップにより浸水想定区域に立地するところです。
- ・大雪警報により「休所」とする育成センターは、各小学校の災害時対応等の配布物により「大雨警報」「暴風警報」発表時の対応と同様に扱われているところです。
- ・波浪警報、高潮警報により「休所」とする育成センターは、海岸沿いに立地するところです。

地震発生時の育成センターの対応について

(1) 小学校の授業がある日で育成センター開所前に地震が発生した場合

- ① 西宮市が震度5弱以上の大地震発生の場合
→施設の安全・指導員の出勤状況を確認できれば、各小学校の状況に応じて対応を検討。
- ② 西宮市が震度4以下の地震発生の場合
→原則、開所しますが、各小学校の状況に応じて休所とする場合があります。

(2) 小学校の授業がある日で育成センター開所中に地震が発生した場合

- ① 西宮市が震度5弱以上の大地震発生の場合 → 育成センターは休所
児童の降所は保護者への引き渡しにより行う。
- ② 西宮市が震度4以下の地震発生の場合 → 育成センターは開所
児童の降所は通常通りとするが、状況に応じて指導員が可能な範囲で降所経路に付き添う。

(3) 小学校の授業がない日（土曜日、長期休業期間、代休等学校休業日）に地震が発生した場合

- ① 西宮市が震度5弱以上の大地震発生の場合 → 育成センターは休所
開所中であれば、児童の降所は保護者への引き渡しにより行う。
- ② 西宮市が震度4以下の地震発生の場合 → 育成センターは開所
児童の降所は通常通りとするが、状況に応じて指導員が可能な範囲で降所経路に付き添う。

(4) 津波警報発表時（概ね鳴尾御影線以南の地域）

小学校が津波避難区域にある場合、警報が解除されるまでは休所です。

(5) 育成センターの再開

育成センターの再開については、施設の安全や公共交通機関の復旧等を踏まえ連絡いたします。また、小学校が休校の場合等は各小学校の対応に準ずるものとします。

利用児童の保険について

傷害保健

- 1 補償内容 保育管理下(施設外行事を含む)での事故
育成センターへの往復途上(学校→育成センター→自宅)での事故
ただし 原則として通常の通学路途上に限ります。
- 2 保険金額 死亡：100万円 後遺障害：3万円～100万円
入院：1日につき1,500円(180日が限度)
通院：1日につき1,000円(90日が限度)
ただし 入院・通院の合算で180日が限度です。
- 3 適用範囲 偶然性・外来性・突発的な負傷が、保険の対象となります。
熱中症・靴ずれ等あらかじめ予防が可能なものは適用範囲外となります。

【補填の対象とならない損害】

保険契約者及び被保険者の故意に基づく損害

戦争・暴動・騒擾・地震・噴火・津波等の損害

航空機・船・車両や動植物の所有、使用または管理に起因する損害

他覚症状のないむち打ち症、腰痛、差し歯等人工物の損傷

賠償責任保険

- 1 補償内容 設備の不備、瑕疵、管理不十分により発生した事故、おやつ等による食中毒
- 2 保険金額 身体賠償：1億円(複数は10億円)が限度/財物賠償：1千万円が限度
身体賠償は、医療費、入院付き添い費用および休業損害費等を基に算定されます。ただし 事故の内容により過失相殺されます。

事故(負傷)発生時の対応と傷害保険手続きの流れ

【育成C】=育成センターの対応

【保護者】=保護者の対応

事故発生、児童負傷

【育成C】状況確認および応急処置。

怪我の程度が……

《軽度の場合》

【育成C】医療機関は受診せずセンターで様子を見る。連絡帳に事故内容等記載。必要に応じて保護者・事務局等へ報告。

【保護者】帰宅後に受診した場合は、病院名・診断結果・治療内容・今後の通院予定等を指導員にお知らせ下さい。

《中度の場合》

【育成C】必要に応じて保護者に電話連絡し、医療機関で受診。連絡帳に事故内容等記載。

【保護者】必要に応じてお迎えをお願いします。

《重度の場合》

【育成C】救急車を要請、医療機関へ搬送。保護者・事務局・運営委員長等へ電話連絡。

【保護者】可能な限り病院へお迎えをお願いします。

医療機関を受診した場合

【育成C】事故内容の報告。(指導員⇒事務局(育成センター事業課)⇒保険会社)
⇒保険会社から保護者宛に保険請求書類が送付されます。

【保護者】請求には病院の領収書(写)と診察券(写)が必要です。診断書は不要です。

通院終了(完治)した後

【保護者】通院終了(完治)した時点で指導員に連絡をお願いします。その後、保険請求書類に必要事項を記入・捺印の上、保険会社に返送(送料は保護者負担)して下さい。

⇒保険会社の審査を経て、ご指定の口座に保険金が振り込まれます。

【育成C】完治報告。[指導員⇒事務局(育成センター事業課)]